

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和5年度 豊島区収納対策本部 第1回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和5年4月27日(木) 13時00分～13時45分
開催場所		本庁舎510会議室
議 題		<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度 収納対策本部の年間スケジュールについて 2. 私債権等管理支援事業の令和4年度実績 及び5年度スケジュールについて 3. 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正について 4. 令和5年度 その他検討課題について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長・会計課長)、子ども家庭部長、収納推進担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		<p>資料1-1 令和5年度 収納対策本部年間スケジュール(案)</p> <p>資料1-2 令和5年度 収納対策本部・部会名簿</p> <p>参考資料1 豊島区収納対策本部設置要綱</p> <p>資料2 私債権等管理支援事業の令和4年度実績 及び5年度スケジュール</p> <p>参考資料2 債権別収入未済額及び不納欠損額</p> <p>資料3 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正について</p> <p>参考資料3 豊島区の私債権等の管理に関する条例</p> <p>参考資料4 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」 改正に係るアンケート結果報告について</p> <p>資料4 令和5年度 その他検討課題について</p>

審 議 経 過

案件 1：令和 5 年度 収納対策本部の年間スケジュールについて

(1) 案件の説明

資料 1-1・資料 1-2・参考資料 1 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

特になし

(3) 結論

令和 5 年度 収納対策本部の年間スケジュールについて一同了承。

案件 2：私債権等管理支援事業の令和 4 年度実績及び 5 年度スケジュールについて

(1) 案件の説明

資料 2・参考資料 2 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

令和 5 年度で私債権等管理支援事業は終了予定であり、何らかの成果が求められるが、その成果の指標としてどのようなものを考えているのか。

【収納推進担当課長（事務局）】

予算が 3 年度限りで認められており、この間に債権管理マニュアルの整備等をやってきた。今後、各私債権等の所管課でどのように管理して行くかを今年度中にまとめなければいけない。債権管理の意識が落ちないようにノウハウを継承していくことが重要である。

加えて、私債権等管理条例や専決処分規程の改正を検討している。それも一つの成果だと考えている。

【生活福祉課長】

法律事務所に委託して、債権管理マニュアルの整備や研修の実施は成果だと思う。個別相談に関しては、なかなか目に見える結果には繋がっていないところではある。回収実績にはならなくても、これまで見えていなかった課題が見えてきたことで、今後に繋がって行くのではないかと。

【住宅課長】

住宅課は区営住宅の件で弁護士と個別に顧問契約を結んでおり、そちらの弁護士に随時相談しながら債権管理の取り組みを行っている。そのため、私債権等管理支援事業の委託弁護士に相談する機会がなかった。昨年度、部会長より相談を積極的に行い、弁護士を活用するように言われていたが、今年度も相談件数が実績として求められるのではないかと感じている。

【会計管理室長（部会長）】

相談件数が目標になることについては違和感を持っている。

(3) 結論

私債権等管理支援事業の令和4年度実績及び5年度スケジュールについて一同了承。

案件3：「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正について

(1) 案件の説明

資料3・参考資料3・参考資料4について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

条例の所管は会計課である。改正するという結論になった場合は、タイミングとしては令和6年第1回区議会定例会を念頭に置いている。

債権管理は債権の回収だけではなく、一定のルールの下に債権を整理するという視点も必要である。改正案を議会に出すのか出さないのか。今年度前半のうちにある程度の方向性を決めていきたい。

【収納推進担当課長（事務局）】

スケジュールとしては、10月下旬の第3回部会で、部会としての結論を出し、その内容を区長・副区長に報告する流れになると思う。改正であれば、議会各会派への事前説明も必要になる。

【会計管理室長（部会長）】

他区の債権管理条例の調査を行う必要がある。

【収納推進担当課長（事務局）】

調査は行うつもりである。他区の条例と比較しながら検討を進めたい。他区の徴収停止後の債権放棄の規定は、どうなっているか把握しているか。

【事務局】

債権管理条例で徴収停止後の債権放棄の規定を設けている区が10区程度あり、そのうち無資力の要件がある区と無い区はそれぞれ半々である。

【会計管理室長（部会長）】

豊島区では条例を制定後に現在まで改正していない。最近、改正した自治体を調べると傾向が掴めるかもしれない。

(3) 結論

「豊島区の私債権等の管理に関する条例」の改正については、引き続き検討を要する

ため、他自治体の状況を調査し報告することで一同了承。

案件4：令和5年度 その他検討課題について

(1) 案件の説明

資料4について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【区民部長】

専決処分規程の改正を検討し、一定の金額以下で訴えの提起に議決不要にするのであれば、ある程度の見込みが必要である。見込みがないのに改正しても意味がない。その点はどのような状況か。

【収納推進担当課長（事務局）】

実際に対象になる債権が各課にどれくらいあるのかを調べたいと思う。調査を実施し次回の部会までに報告する。

【会計管理室長（部会長）】

私債権等管理条例改正と専決処分規程改正はセットで検討すると良いと思う。債権管理が一步進む可能性はある。

支払督促は訴訟ではないが、相手方から異議申し立てがあると訴訟に移るため、事前に議会の議決が必要である。裁判所から通知があるので、驚いて支払う債務者もいる。

条例と専決処分規程の整理ができれば、令和6年度以降、集まって情報共有する必要性が低くなる。部会の存廃について決める必要があるかもしれない。

(3) 結論

令和5年度その他検討課題については、引き続き検討を要するため、庁内の訴えの提起の見込みを調査し報告することで一同了承。

【会計管理室長（部会長）】

以上をもって第1回私債権等検討部会を終了する。